

仕 様 書

1 件名

MINATOまると留学事業支援業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 履行場所

港区指定場所

4 業務目的

区内在住又は在学の児童及び生徒等が「区内ホームステイ」及び「まち歩き交流」への参加を通じ、外国語に触れるだけでなく様々な国の文化や生活を学び、自国を含めた文化理解を促進し、区の歴史や区の魅力を再発見することを目的に実施する本事業について、必要な支援を行うこと。

5 業務内容

(1) 区内ホームステイ

区内に在住又は在学する小学校3年生から中学校3年生（以下「参加者」という。）を対象に、海外にルーツをもつホストファミリー等（大使館等での実施を含む。）でのホームステイ体験を実施すること。詳細は、次のとおりとする。

ア 実施人数（参加者）

参加者は最大20名とし、最少催行人数は10名とする。また、ホストファミリー等は15組程度とする。

イ 実施場所

港区内

ただし、やむを得ず港区内での実施が難しいホストファミリー等がいる場合は、発注者と協議すること。

ウ 日程

令和7年12月から令和8年3月までの土曜日、日曜日又は祝日のうち2日程度
※日程については、発注者と協議し決定すること。

エ 詳細内容

（ア）発注者が行うホストファミリー等の募集の周知等について支援すること。

（イ）発注者が募集したホストファミリー等希望者について、十分な体験プログラムの提供や安全管理対策等の観点から、事前のヒアリングや自宅訪問等によってホストファミリー等希望者の状況を把握し、ホームステイの受入先として最適なホストファミリー等を選定すること。なお、ホストファミリー等は海外にルーツをもち、日常的に英語を使用することを条件とし、本事業に参加するホス

トファミリー等は発注者が決定する。

- (ウ) 参加者の動植物アレルギー、食物アレルギー、宗教上の忌避食の有無等の健康状態や性別等に十分配慮し、発注者と協議の上で、参加者の受入先となるホストファミリー等を決定すること。参加者の受入れについては、1か所、生徒2名以上とし、参加者が多数いた場合は、発注者と協議の上、参加者を決定すること。
- (エ) ホームステイにおいては、海外にルーツをもつホストファミリー等の自宅等での異文化体験を提供すること。
- (オ) 体験中の使用言語は英語とし、異文化交流を通じて、英語を用いた外国・異文化の国の方とコミュニケーションをとる手法の実践の場を提供すること。
- (カ) 参加するホストファミリー等に対しては、参加者を行う異文化体験や危機管理・安全対策等に関する事前説明を行うこと。また、ホストファミリー等が提供する体験プログラムについて、実施に伴う実費相当分の費用は受注者が負担するとともに、十分な体験効果が得られるよう実施に向けてホストファミリー等を支援すること。
- (キ) ホームステイ先の事情により、急遽受け入れが不可になる等の事案が発生した場合は速やかに発注者と協議を行うこと。
- (ク) ホームステイ実施の前後においては、体験の効果を高めるためのレクリエーションや体験の振り返りを行うこと。また、参加者全員対象の修了証（紙媒体）を配布すること。

オ その他

- (ア) プログラム中の怪我等を補償できる保険に加入すること。
- (イ) 海外にルーツをもつホストファミリー等の選定にあたっては、同種事業の実施実績等に基づき体験の質を確保できるように最善の注意を払うこと。
- (ウ) 受注者は、ホストファミリー等と参加者が安心して本事業に参加できるよう、本事業中の相談体制を確保し、適切な支援や対応を行うこと。
- (エ) 本事業内で使用予定の全ての資料・動画等については、事前に使用の可否を発注者に確認すること。
- (オ) 参加者を募集するためのチラシデータの作成は、受注者が執り行うこと。
- (カ) 参加者を募集するためのポスターの作成及び印刷（全学校数分×学年数分）は、受注者が執り行うこと。
- (キ) 参加者全員対象の修了証（紙媒体）の作成及び印刷は、受注者が執り行うこと。
- (ク) 参加者の取りまとめ及び問合せ対応は、発注者を通じて受注者が執り行うこと。
- (ケ) 参加費用は無料とする。
- (コ) 当日の運営にあたり、参加者の安全が確保できるよう、必要な人員を受注者が配置するとともに、緊急時の関係機関への連絡体制を整えること。

(2) まち歩き交流

区内に在住又は在学する小学校3年生から中学校3年生（以下「参加者」という。）が幅広く参加できるように、大人数に対応した国際交流プログラムを企画し、実施すること。詳細は、次のとおりとする。

ア 実施人数（参加者）

最大100名とし、最少催行人数は50名とする。

また、まち歩き交流を円滑に実施できるよう、原則として、参加者5名に対して1名の英語サポーターを配置すること。

イ 実施場所

港区内

実施場所については、発注者と協議し決定すること。また、会場を利用する際に必要な予約等の手続は、受注者が行うこと（区有施設を除く）。

ウ 日程

令和7年10月から令和8年3月のまでの土曜日、日曜日又は祝日のうち1日で2時間程度

※日程については、発注者と協議し決定すること。

エ 詳細内容

- (ア) 応募者が多数いた場合は、抽選で参加者を決定すること。抽選の際は、小学生と中学生それぞれで抽選を行うこと。
- (イ) 楽しみながら英語サポーターと交流できるプログラムにすること。なお、参加する英語サポーターに対して、危機管理・安全対策等に関する事前研修を行うこと。
- (ウ) 単純な交流プログラムではなく、課題を設け、回答のチェックポイントを設けるなど、参加者同士の協働を伴うものにすること。
- (エ) 小学生と中学生へのミッションは、難易度の違うものを準備すること。
- (オ) プログラム参加者が港区等の魅力を英語で発信するような動画撮影を行うことを盛り込むこと。
- (カ) プログラム実施の前後において、発注者が指定する場所においてセレモニーを実施し、体験の効果を高めるためのレクリエーションや振り返りを行うこと。
また、参加者全員対象の修了証（紙媒体）を配布すること。

オ その他

- (ア) プログラム中の怪我等を補償できる保険に加入すること。
- (イ) 本事業内で使用予定の全ての資料・動画等については、事前に使用の可否を発注者に確認すること。
- (ウ) 参加者を募集するためのチラシデータ及び動画の作成は、受注者が執り行うこと。
- (エ) 参加者を募集するためのポスターの作成及び印刷（全学校数分×学年数分）は、受注者が執り行うこと。
- (オ) 参加者の取りまとめや問合せ対応は、発注者を通じて受注者が執り行うこと。
- (カ) 区内ホームステイとの連続性を意識して実施すること。

(キ) 参加者全員対象の修了証及び上位3チームの賞状(人数分)の作成及び印刷は、受注者が執り行うこと。

(ク) 当日の運営にあたり、参加者の安全が確保できるよう、必要な人員を受注者が配置するとともに、緊急時の関係機関への連絡体制を整えること。

(3) アンケートの実施

5(1)及び(2)について、実施後、参加者にアンケートを実施すること。アンケートの内容は、発注者と協議し、決定すること。

(4) 報告書(成果品)の作成

受注者は、成果品として、履行期間内に業務報告書を紙及び電子データで発注者に提出すること。

発注者の点検確認が終了したものを、以下の方法で発注者が指定する期日までに提出すること。

ア チラシデータ

イ 紙で印刷して冊子にしたもの(A4 カラー) 2部

ウ 電子データ CD-R 1枚

報告書(PDF)データのほか、報告書の作成に使用した電子データ(写真データ含む)及び(4)アで作成したデータ一式

6 支払方法

契約代金は、発注者が業務の履行を確認した後、一括で支払う。

7 安心・安全のための取組

過去の同種プログラムの実施実績に基づいて十分に対応できる体制を構築し、安全管理について徹底すること。

8 著作権の譲渡

成果品の著作権は、発注者に帰属する。

(1) 受注者は、この契約の履行に当たり、作成された成果品並びに生じた印刷物のデジタル情報、図版、写真及びネガフィルム等については、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利を発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、かかる成果品についての複製、二次的著作物作成、その他の形式で制限なく自ら利用し、他に利用させることのできる使用权を受注者に留保する。

(2) 発注者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号または第4号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。ただし、これらの改変又は公表であっても、成果品の本質的部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

(3) 受注者は、発注者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表

権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができない。

- (4) 受注が本業務履行前から有する著作物(写真等の素材を含む)にかかる所有権、知的財産権(著作権については著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下、権利。)及び本業務の履行にあたり同著作物の修正等により発生した二次的著作物の権利、並びに同著作物にかかるノウハウ、アイデア等の知的財産は、本仕様書で明記されているものを除き、受注者に帰属するものとする。

9 受注者の責務等

- (1) 受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- (2) 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上適宜報告すること。
- (3) 受注者は、関係法令等を遵守し、その適用及び運用は、受注者の責任において適切に行うこと。
- (4) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (5) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- (6) 受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。
- (7) 受注者は、個人情報について、別紙個人情報等取扱いに関する特記事項を遵守しなければならないものとする。
- (8) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。
- (9) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」(平成9年港区条例第42号)第9条に規定するみなとタバコルールを遵守すること。
- (10) 受注者は、本契約の履行に当たり、地球温暖化防止のため、省エネルギー対策に努めること。

10 環境により良い自動車利用

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
- ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (2) 電動車を始め、低公害・低燃費な自動車利用に努めること。電動車とは、電気自動

車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、ハイブリッド自動車（HV）の総称を指す。

（3）適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

（4）本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に関するガイドライン（平成29年3月16日付改正28環改車第790号）」に規定する評価基準Aランク以上の車両を供給すること

11 その他

本仕様書に記載のない事項及び仕様書上に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議してこれを定める。

12 担当及び連絡先

港区産業・地域振興支援部地域振興課国際化推進係

電話：03-3578-2308